

港湾国際流通拠点の開発整備のあり方（素案）

1．港湾国際流通拠点の開発整備の基本的考え方

今後のわが国企業の SCM においては、北米、EU、東アジアの3極間でのジャストインタイムの輸送を指向するものへと一層転換するものと思料。このため、東アジアの各主要港では、スピーディかつスムーズな荷役の確保に加え、物流自体に付加価値を与える政策として、経済特区やロジスティクスセンターの構想・計画が次々と打ち出されているところ。こうした中、わが国の主要な国際コンテナ港湾においても、高規格コンテナターミナル、関連交通・情報インフラ等の整備とともに、保管機能、ディストリビューション機能、クロスドック機能、加工・組立機能等の整備や、必要な規制緩和策を備えたロジスティクス・ハブの形成を促進することを政策として掲げる。

この際、東アジア各国のように、単に港湾の効率性の増進や利用促進を意図するものではなく、中国・東アジア経済圏における交易を基軸とした、いわばわが国の産業戦略の一環として捉え、経済産業省等関連省庁と協力して諸外国に向けて発信することを目指す。

ロジスティクス・ハブに関する政策立案にあたっては、わが国の経済・貿易形態にふさわしい独自のロジスティクス・ハブ像を提示するとともに、コンテナターミナル関連インフラ、共同集配送施設やクロスドック、各企業のディストリビューションセンターといった施設・機能の公共性に応じ、PFI事業、民活法特定施設整備事業、民間都市開発事業など多様な整備手法の選択・導入に取り組む。また、保税制度や構造改革特区制度、諸外国の経済特区等のレビューを通じ、わが国の港湾流通拠点地区（仮称）における規制緩和や支援措置の導入に取り組む。

2．港湾国際流通拠点の形成方策

2.1 港湾ロジスティクス機能の強化に向けた施策の基本的な考え方

国際海上コンテナターミナル(国際海上CT)施設は、これまでも国、港湾管理者、埠頭公社等公的の主体によって整備されてきた国策上重要なインフラである。

このため今後も、国、港湾管理者、公的の主体による応分の負担の下で民間活力を活用して整備を推進する。

国際海上CT直背後の中核的な「流通高度化基盤施設」は、次世代高規格CTにとって一体不可分なインフラである。

このため、民間のノウハウを活かしつつ、公共性が高く、物流効率化にとって効果の高い分野を中心に、指定及び選定された事業者が中心となって、整備を推進する。

例えば、「港湾国際流通拠点」の中核を担う「流通高度化基盤施設」について、「港湾法第55条の7の特定用途港湾施設」などに位置づけ、無利子貸付の対象施設への拡充を目指す。

国際海上CT周辺のクロスドック、VMI等配送、在庫管理等に係る機能は、民間を中心に整備されるべきもの。

但し、こうした施設を一体的に運用することは、全体として物流効率化にとって極めて大きな効果を発揮することから、一体性が担保される場合には、一定の公的支援（民活法 インセンティブ補助、低利融資、税制特例の衣替え、港湾整備事業等）を前提とし、政策誘導を図る。

例えば、これら民間主体の施設整備については、物流総合効率化促進法（仮称）における「港湾流通拠点地区」内において、一定要件を充たす民間事業者の施設整備に対して一定の公的支援を行うことを目指す。

また、個々の企業の取組においても、共同化、情報化等全体的な物流の効率化に貢献する事項を包含する場合には、民間都市開発事業等による一定の公的支援を目指す。

2.2 港湾ロジスティクス機能強化に向けた個別課題ごとの対応施策案

「高い地価」への対応

- ・ 税制特例措置（不動産取得税の課税標準1/2）の新設
- ・ 民間事業者の用地確保への支援措置としての定期借地方式の導入促進

流通高度化基盤施設の整備促進

- ・ 流通高度化基盤施設は、以下の支援措置案により整備促進を行う。
 - （案1）「港湾法第55条の7の特定用途港湾施設」などに対する無利子貸付の対象施設として拡充する。（指定・選定されたターミナルレター）
 - （案2）認定事業者への補助金交付制度、低利融資制度、税制特例を創設する。（前記、以外の事業者）
- ・ 公共的利用施設（道路、緑地、駐車場など）に対する低利融資制度を活用（認定要件である対象地区の拡充）する。

共同デポ、空コン蔵置場の整備促進

- ・ 非公共の「その他施設整備費」を活用して、スーパー中核港湾以外の港湾への「共同デポへの支援」拡大を図るとともに、新たに共同利用「空コン蔵置場への支援」の創設を行う。

港頭地区における就労環境の改善

- ・ 港頭地区における流通業務機能強化に資するよう、雇用確保のための利便施設の整備、公共機能の確保など就労環境の改善を目指す。

情報化への対応

- ・ 指定する「港湾流通拠点地区」においては、総合的な流通業務機能の強化が求められることから、流通業務の効率化、円滑化に資するよう、情報化の促進を図ることとし、港湾情報システムの一層の展開を目指す。

地区内の施設整備の迅速化

- ・ 臨港地区内の特定流通業務施設の整備迅速化に向け、効率化計画の認定をもって工事の届出を行ったとみなす港湾法の特例を実施。

保税制度の活用

- ・ 「港湾流通拠点地区」内において、総合保税地域等の有効活用を目指す。

2.3 港湾国際流通拠点形成事業（港湾ロジスティクス・ハブ形成事業（仮称）の提案

「物流総合効率化促進法」における「港湾流通拠点地区」制度を活用し、港湾ロジスティクス・ハブの形成実現を目指す。

港湾国際流通拠点形成事業（港湾ロジスティクス・ハブ形成事業（仮称）事業）の流れは以下のとおり。

国による港湾ロジスティクス・ハブのビジョンの提示（新法の基本方針に記載）
（例：新規雇用を3千人創出・税収を3千万増加、取扱貨物量の目標など）

国による「港湾流通拠点地区」の要件の提示（新法の基本方針に記載）
（例：港湾取扱貨物量、国際コンテナ航路、土地利用状況などの要件）

港湾管理者が「港湾流通拠点地区」を指定

港湾管理者が「港湾流通拠点地区」の開発整備方針を作成し、国の認定を受ける
（物流新法に基づくものではなく、港湾行政上の各種支援を行う上での所要の手続き）

効率化事業者が効率化計画を作成し、国に申請

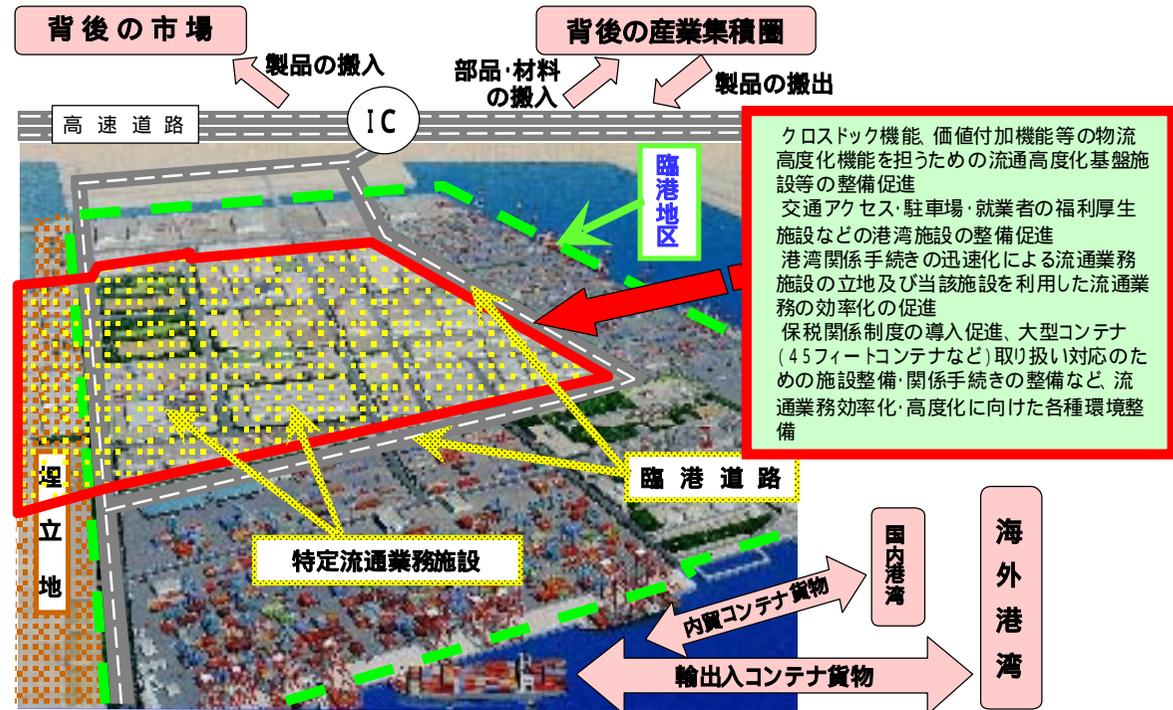
国が効率化計画を認定

「港湾流通拠点地区」における事業の実施

主な支援概要は「港湾ロジスティクス・ハブの整備イメージ」のとおり。

物流効率化を促進する「港湾ロジスティクスハブ」の形成

近年のグローバルロジスティクスの進展の中、我が国の国際競争力強化に資する国際物流の効率化を目指す観点から、国際コンテナターミナルとの一体運用による「港湾ロジスティクスハブ」を形成。



港湾ロジスティクス・ハブの整備イメージ

国際コンテナターミナルとの一体運用による
港湾ロジスティクス・ハブの形成に向けて

